

令和8年
7月から
施行!

交通関係の法律が 改正!

飲酒運転・危険運転は、
重大な犯罪です!



飲酒運転は
絶対に
やめましょう!

1 道路交通法の改正

1 飲酒に関する要件が明確化!

酒気帯び運転
(これまでと同じ基準)

呼気アルコール濃度

0.15mg/l以上
で酒気帯び運転



酒酔い運転
(新たに基準を明確化)

呼気アルコール濃度

0.5mg/l以上
で酒酔い運転

基準を
明確化!

0.5mg/l未満でも、
正常な運転ができない
おそれがある状態であれば、
酒酔い運転に該当する
場合があります。



よくある質問にお答えします! Q&A

Q. 0.5mg/l未満なら
酒酔い運転にならない?

A. いいえ。正常な運転ができない
おそれがある状態であれば、
酒酔い運転となる場合が
あります。

0.5未満
だから大丈夫?



Q. 少しだけなら運転しても大丈夫?

A. いいえ。少量の飲酒でも判断力や
反応が低下します。飲んだら運転
しないさせないが鉄則です。

飲んだら
乗らない!



2 危険運転致死傷罪の改正

1 飲酒に関する要件が明確化!

危険運転致死傷罪においても、飲酒に関する要件が
明確化されました。

飲酒に関する
要件が
明確化!



呼気アルコール濃度

0.5mg/l以上



人を死傷させる事故は危険運転!

2 対象となる危険運転が追加!

次のような危険な運転をして人を死傷させた場合、
危険運転致死傷罪の対象となります。

著しい速度超過

最高速度を一定以上超えるなど
著しい速度超過での運転



ドリフト、ウイリー走行など

殊更にタイヤを滑らせたり
浮かせるなど進行を制御する
ことが困難な走行



罰 則



飲酒運転

・3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金



酒酔い運転

・5年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金

危険運転致死傷罪

人を死傷させた場合、次のような非常に重い刑罰が科されます。

人を負傷させた場合

・15年以下の拘禁刑

人を死亡させた場合

・1年以上20年以下の拘禁刑



飲んだら乗らない、乗るなら飲まない、乗る人に飲ませない!

運転する人には
お酒をすすめない!



ハンドルキーパー
制度を活用しよう!

ハンドル
キーパー



代行運転やタクシーを
利用しよう!

代行



お酒を飲んだら
時間を空けよう!



アルコールが抜けるまで
しっかり時間を!

同乗、依頼も禁止!



長崎県警察 飲酒運転のない、安全・安心な長崎県を目指しましょう。